

別添 3 植物品種保護権出願様式

植物品種保護農業許認可センター長殿 農業省センター事務所 E 棟 3 階 Jln. Harsonoi RM No.3 Ragunan, Jakarta Selatan 12550	職員によって記入 品種名 : 出願番号 : 日付 :
---	---

PVP 権出願様式記入説明

1. PVP 権出願様式は 2 通作成
2. この様式の中で、説明及び／又は記入方法によりいくつかの質問に答えること
3. 様式は、Time New Roman 又は Arial のフォントの 12 を用いて記入すること
4. 選択したコラムには X を記入すること

第 I 部 出願者、コンサルタント、育成者に関する情報

A. 出願者

(出願者は、その権利者名が認められることになる品種の育成者又は所有者である。出願者名は、PVP 権証書が当該出願者名で授与されるため、正確かつ完全に書かれるようにする。品種の所有者が実際の育成者ではない場合は、出願様式において品種所有者証明書が添付されなければならない。植物育成者が個人又は機関の職員である場合は、職務証明書を添付する。)

1. 氏名 :
 住所 :
 電話 : FAX :
 E-mail :
 国籍 (出願者の国籍を記入) :

2. 連絡できる他の者

(必要な場合、出願者の名前以外に、出願者は、当該出願に関して連絡され得る他の者の名前を提供することができる。PVP 事務所も、出願の進行について当該者に連絡することができる。)

- 氏名 :
 住所 :
 電話 : FAX :
 E-mail :

B. コンサルタント

(インドネシアに居住又は定住していない出願者によって申請される PVP 権の出願は、インドネシアにいる PVP コンサルタントを通じなければならない。インドネシアからの出願者又はインドネシアに代理店を有する外国からの出願者によって申請される PVP 権の出願は、PVP コンサルタントを通じる必要はない。PVP コンサルタントを通じない PVP 権出願の場合は、この質問は記入する必要はない。PVP コンサルタントを通じる PVP 権出願は、PVP 権出願申請のための委任状のかたちでの PVP 権出願者からの書面による証明書がある場合に有効と認められる。)

3. PVP 権コンサルタント氏名 :

PVP コンサルタント登録番号 :

住所 :

電話 : Fax :

E-mail :

C. 品種育成者

(植物育成者は、植物の育種を行う者である。育成者は、植物育種活動のプロセスにおいて、一人で、又は他の者と一緒に働き、又は個人若しくは機関とともに命令若しくは労働契約のかたちで働くことができる。出願者が PVP 権を出願する品種の植物育成者ではない場合は、実際の育成者の氏名、国籍及び住所が添付されるようにする (質問 No. 4)。続いて、出願者への所有権の移転方法について説明する。当該品種の所有権の委任／移転の書類／書状写し／コピーを添付する。ある品種がすでに何度か所有権を移転している場合は、その権利移転の証明書を添付する (質問 No. 5)。)

4. 育成者氏名 :

国籍 :

住所 :

電話 : Fax :

E-mail :

5. 指定された相続人 : [] はい [] いいえ

(相続人指定の証明書を添付)

6. 品種の所有移転：

品種の所有が移転されましたか？

☐ はい、以下を通じて：

☐ アサインメント； ☐ オーダー； ☐ 相続

☐ その他の方法.....

(アサインメント又は所有移転の証明書を添付)

☐ いいえ

第Ⅱ部 品種に関する情報

7. PVP 権が出願される品種の植物学名

属	種	命名者

8. 種の一般名：

(当該 PVP 権が出願される品種の種の一般名を記述する。一つの種に一つ以上の一般名がある又は知られている場合は、最も多く受け入れられている一般名を使用する。)

9. 品種に申請される名称

(PVP 権が出願される品種の名称を記述する。当該品種がすでに外国で PVP 権が申請されている場合は、当該名称がインドネシアにおける品種名称規定による名称要件を満たさない又は当該名称が他の者によって使用されている場合を除いて、インドネシアでの PVP 権の登録出願にも同じ名称を使用しなければならない。PVP 権出願が承認された場合、当該品種名称は植物品種保護に関する 2000 年法律第 29 号によって保護される。)

10. 同義の名称がありますか？

(同義語の申請は必要なく、当該品種がすでに外国で申請されたが当該名称がインドネシアにおける品種名称規定による名称要件を満たさない場合にのみ必要とされる。PVP 権出願が承認された場合、当該同義語も植物品種保護に関する 2000 年法律第 29 号によって保護される。)

☐ はい、記述する.....

☐ いいえ

11. 他の名称がありますか？

(系統コード及び又はインドネシア又は外国ですでに知られている当該品種の商品名称を含め、他の名称がある場合は記述する。)

☐ はい、記述する

系統コード	商品名	他の名称

☐ いいえ

12. その種は、インドネシアにおいて危険な雑草として明らかにされたことがありますか？

☐ はい、説明する

☐ いいえ

13. 品種の原産国

(育種活動が行われた場所の国を記述する。育種がいくつかの国で行われた場合は、それを説明する。)

.....

14. 出願者は、PVP 権出願申請の要望についてすでに原品種の譲渡者／所有者から同意を得ていますか？（特に従属品種の出願のため）

(従属品種の PVP 権の出願者は、PVP 権を得るために原品種の譲渡者又は所有者から同意を得る義務があり、その同意の証明書を添付する必要がある。同意がまだ／得られていない場合、当該従属品種の PVP 権の出願は受理されないか又は関係出願が原品種の所有者からの同意を完備するまでの当分の間延期される。)

☐ はい、同意証明書を添付する

☐ いいえ（完備するように）

15. その品種の出願は、他の国で申請されたことがありますか？

(他の国でその品種が申請されたことのある PVP 権出願申請(年代順に説明)をすべて説明する。国名、出願日、出願番号、現在のステータス (PVP 権授与、拒絶、処理中)、さらに当該品種の申請された名称を記入する。)

☐ はい

申請した国	出願日	出願番号	現在のステータス	品種名称
1.				
2.				

☐ いいえ

いいえの場合、16 番の記入に進む

16. この出願は、上にあるような外国での出願に関する優先権を伴う出願ですか？

(優先権は、他の国で同じ植物品種の PVP 権を出願申請した後に、インドネシアにおいて PVP 権を出願申請する個人又は法人に対して与えられる権利である。)

☐ はい

☐ いいえ

17. 当該品種は、所有者の同意を得て、インドネシアにおいて販売されたことがありますか？

☐ はい

最初の販売日 :

商品名 :

☐ いいえ

当該品種は、所有者の同意を得て、外国において販売されたことがありますか？

☐ はい

国 :

最初の販売日 :

商品名 :

☐ いいえ

18. 「最も類似し、すでに一般に知られている対照品種」及び親／原品種とこの品種の違いを示す形質又は形質の組合せを記述する。

(PVP 権が出願される品種と親 (母親、父親)、最も類似する品種、又は必要と考えられる他の品種を区別する最も重要な形質を記述する。追加的な説明が必要な場合は別々のシートで作成できる。来歴、形態的特性、その他の重要な形質を含む品種の特性を添付する。可能な場合は、絵及び／又は写真の中で、また対照品種の写真とともに、一つ又はそれ以上の区別性のある形質を示

すことができる。この質問において記述される区別性のある形質は必要に応じて追加又は変更できる。)

母親		
対照品種と区別性のある形質	特性	
	PVP 権出願品種	対照品種（母親）

父親		
対照品種と区別性のある形質	特性	
	PVP 権出願品種	対照品種（父親）

原品種		
対照品種と区別性のある形質	特性	
	PVP 権出願品種	対照品種（原品種）

最も類似する品種（1）		
対照品種と区別性のある形質	特性	
	PVP 権出願品種	対照品種
最も類似する品種（2）		
対照品種と区別性のある形質	特性	
	PVP 権出願品種	対照品種